

答申第 562 号

平成 23 年 11 月 17 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 22 年 6 月 7 日付けで諮問された情報公開審査会への諮問関係文書一部
非公開の件（諮問第 607 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

公開請求に係る行政文書公開に関する意見書のうち、実施機関が非公開とした部分は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が諮問第 583 号の諮問の際に当審査会に提出した文書を、知事が平成 22 年 3 月 23 日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、公開請求に係る行政文書公開に関する意見書（以下「本件行政文書」という。）の本文部分（以下「本件意見」という。）の公開を求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 2 号該当の点について

(ア) 本件意見は、特定の商店街協同組合（以下「本件組合」という。）が知事に任意に提出した組合員からの質問状及び本件組合からの回答書の写し（以下「本件質問状等」と総称する。）の非公開を希望するとの内容であり、専ら本件組合の内部管理の事項に属する情報とはいえないから、公開しても本件組合には不利益性はない。

諮問第 583 号に係る非公開等理由説明書によって、本件組合が本件質問状等の非公開を希望していることは明らかにされており、本件行政文書の公開によって当該組合の運営方針に係る検討状況等が明らかになるとしても、保護する必要性はない。

(イ) 本件行政文書の公開が中小企業等協同組合法の趣旨に反するおそれがあるという理由は、後付けである。

(ウ) 不服申立人は、商業観光流通課（平成 22 年 4 月 1 日から商業流通課。以下「担当課」という。）の職員から本件行政文書と同一内容が記載された文書を交付されている。担当課から任意提供される情報が、情報公開請求では非公開とされるのは、納得できない。

(エ) 本件組合が非公開を条件に本件質問状等を任意提供したと認めていることが、本件行政文書により分かるのであるならば、本件意見は、任意提供されたことにより不利益を被った不服申立人に公開されるべきである。

イ 条例第5条第4号該当の点について

(ア) 本件行政文書は、非公開を前提に本件組合から提供された文書ではなく、公開により実施機関の事務の遂行に支障を及ぼすおそれはない。

(イ) 本件処分において、本件行政文書と比べて詳細な事実関係や主張が記載されているにもかかわらず、異議申立書等は公開されており、本件行政文書だけを非公開としたことは不当である。

3 実施機関（商工労働局産業部商業流通課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件組合が知事に提出した平成20年度神奈川県商店街施設整備事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書及び当該報告書に対する知事の指示に関する文書（以下「本件報告書等」という。）について行政文書公開請求があったため、条例第12条第1項に基づき意見書の提出機会を付与したところ、本件組合が提出した文書である。

本件報告書等の一部を非公開決定する際には、本件行政文書を参考にした。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 本件意見には、本件報告書等の公開又は非公開に関する本件組合の希望とその理由が記載されている。

イ 本件意見の結論部分は、諮問第583号に係る答申第535号により既に公表されているが、本件意見において結論と理由は一体のものであり、その内容は、本件組合の内部管理の事項に属する情報である。

ウ 本件意見が公開されると、専ら法人の内部管理の事項に属する情報である本件組合の運営方針に係る検討状況等が明らかになり、本件組合と組合員間あるいは組合員同士における信頼関係に基づく組合運営に支障を生じ、組合員の相互扶助を目的とする中小企業等協同組合法の趣旨に反するおそ

れがある。

(3) 条例第5条第4号該当性について

公開請求に係る行政文書に県以外の第三者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているとき、後日意見書が公開される可能性があるならば、今後、条例第12条に基づき第三者に意見書の提出機会を付与した際に、意見書による率直な意見表示が困難となり、情報公開事務の適正な事務の遂行に支障を来たすおそれがある。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。

不服申立人からは、口頭による意見の聴取の際に陳述書が提出されたほか、当審査会に本諮問案件が諮問されて以降、意見書、補充書等の文書が提出された。

当審査会としては、不服申立人から提出されたこれらの文書に基づき答申することは十分可能であると判断し、前記聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件報告書等に係る行政文書公開請求に際し、条例第12条第1項に基づき実施機関が意見書の提出機会を付与し、これに対し本件組合が提出した意見書である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件意見についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人

等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

イ 実施機関は、本件意見の結論は答申第 535 号により既に公表されているが、本件意見において結論と理由とは一体のものであり、また、本件意見が公開されると、専ら法人の内部管理の事項に属する情報である本件組合の運営方針に係る検討状況等が明らかになり、本件組合の運営に支障を生じるため非公開としたと説明している。

ウ 本件意見には、本件報告書等の公開に反対する旨並びにその理由として本件質問状等の提出の経緯及び組合員等との交渉に関する情報が記載されており、その内容は、本件組合の内部管理情報に該当すると認められる。

一方で、本件意見のうち組合員等との交渉に関する情報以外の情報については、諮問第 583 号に係る答申第 535 号によってその趣旨は既に公表されていることが認められる。

また、組合員との交渉に関する情報については、本件処分により実施機関が公開した情報から本件組合と組合員との間に何らかの交渉が存在することは十分に推測され得ると認められ、併せて、一般的に運営方針について組合内部で疑義を含む意見交換が行われるのは常態であると考えられるから、交渉状況に関する概括的な記載である当該情報を公にすることによって、本件組合の運営に支障が生ずるおそれがあるとまでは認められない。

エ したがって、本件意見を公開しても、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、本件意見は、条例第 5 条第 2 号本文に該当しないと判断する。

(5) 条例第 5 条第 4 号該当性について

ア 条例第 5 条第 4 号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができる」として、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関は、意見書が公開される可能性があるならば、今後、第三者に条例第 12 条に基づき意見書の提出機会を付与した際、率直な意思表示が困難になり、情報公開事務の適正な事務の遂行に支障を来たすおそれがあると説明している。

エ 条例第 12 条に基づき意見書の提出機会を与えられた第三者は、情報公開制度の趣旨を理解し、また、提出する意見書も、条例第 5 条の個々の不開示事由に該当しない限りは情報公開の対象となることを承知した上で自己の見解等を記載するのが通常であると考えられる。

さらに、公開請求にかかる行政文書の公開により自らの利益が害されると考える第三者は、非公開の理由としてその内容が説明され又は公開される可能性も意識して、より説得力がある内容の意見書を記載すると考えられる。

以上のことを考え合わせると、本件意見を公にすることにより、今後、意見書を提出しようとする第三者が、自己の見解を主張することに直ちに萎縮的効果が生じ、又は、率直な意思表示が困難になるおそれがあるとは認められない。

オ したがって、本件意見を公開することにより、実施機関が行う情報公開事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第 5 条第 4 号に該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年6月7日	○ 諮問
6月15日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
7月2日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
7月8日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7月28日	○ 不服申立人から意見書を受理
12月27日 (第103回部会)	○ 審議
平成23年1月25日 (第104回部会)	○ 審議
5月16日 (第108回部会)	○ 審議
6月14日 (第109回部会)	○ 審議
6月20日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
7月4日 (第110回部会)	○ 審議
9月30日 (第111回部会)	○ 審議
10月24日 (第112回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
柿 崎 環	東洋大学法科大学院教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁 護 士（横 浜 弁 護 士 会）	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
西 津 政 信	東 海 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁 護 士（横 浜 弁 護 士 会）	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成23年11月17日現在) (五十音順)